

# 川崎市道路監理員設置要綱

(設 置)

第1条 道路法（昭和27年法律第180号、以下「法」という。）第71条第4項の規定に基づき、本市に川崎市道路監理員（以下「道路監理員」という。）を置く。

(権 限)

第2条 道路監理員は、法第46条第2項並びに法第71条第4項及び第5項に規定する権限を行う。

(任 命)

第3条 道路監理員は、建設緑政局及び区役所道路公園センターの係長職以上の職員のうち別表に定めるものから任命する。

2 前項の規定により道路監理員の任命がなされた場合には、速やかに身分証明書を交付する。

(任 期)

第4条 道路監理員の任期は、2年とする。ただし、状況によりこれを短縮することができる。

(身分証明書の携帯等)

第5条 道路監理員は、その権限を行使するに当たって、道路監理員である身分を示す身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときには、これを呈示しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて建設緑政局長が定めるものとする。

附則

1 この要綱は、平成4年7月8日より施行する。

2 道路監理員の配置及び任命基準は廃止する。

附則

1 この改正要綱は、平成8年8月1日より施行する。

附則

1 この改正要綱は、平成9年4月1日より施行する。

附則

1 この改正要綱は、平成15年4月1日より施行する。

附則

1 この改正要綱は、平成18年8月1日より施行する。

附則

1 この改正要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附則

1 この改正要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附則

1 この改正要綱は、平成22年4月1日より施行する。

別表

所 属	補 職 名
道路管理部 路政課	課長・路政係長・占用係長・調整係長・屋外広告物係長・不法占拠対策係長
道路管理部 管理課	課長・企画係長・認定係長
道路河川整備部 道路施設課	課長・道路維持改良係長・安全施設係長・設備維持改良係長
川崎区役所 道路公園センター	所長・管理課長・整備課長・利用調整係長・財産管理係長・土木整備係長・作業管理長
幸区役所 道路公園センター	所長・管理課長・整備課長・利用調整係長・財産管理係長・土木整備係長・作業管理長
中原区役所 道路公園センター	所長・管理課長・整備課長・利用調整係長・財産管理係長・土木整備係長・作業管理長
高津区役所 道路公園センター	所長・管理課長・整備課長・利用調整係長・財産管理係長・土木整備係長・作業管理長
宮前区役所 道路公園センター	所長・管理課長・整備課長・利用調整係長・財産管理係長・土木整備係長・作業管理長
多摩区役所 道路公園センター	所長・管理課長・整備課長・利用調整係長・財産管理係長・土木整備係長・作業管理長
麻生区役所 道路公園センター	所長・管理課長・整備課長・利用調整係長・財産管理係長・土木整備係長・作業管理長